

■ 期日指定定期預金規定（証書式） ■

【2020年4月1日現在適用中】

「定期預金共通規定」のほか、下記規定を適用します。

1.（自動継続）

- (1) 自動継続扱いの預金は、証書記載の最長預入期限に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときはその定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2.（預金の支払時期等）

この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動継続扱いの預金は、継続停止の申し出があった場合に、満期日以後支払います。

- (1) 満期日は、証書記載の据置期間（1年）満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、取扱店に対しその1ヵ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 自動継続扱いの場合、前号により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申し出があったものとして取扱います。ただし、一部の金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続として取扱います。
- (3) 第1号による満期日の指定がない場合は、証書記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 第1号により定められた満期日から1ヵ月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同号による満期日の指定がなかったものとします。自動継続扱いの場合は、同時に継続停止の申し出がなかったものとして扱います。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は満期日（または継続日）に預入日（または継続日）から第2条の満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満の場合…証書記載の「2年未満」の利率。
 - ② 2年以上の場合……証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という）。
- (2) 前項の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。
- (3) 自動継続扱いの場合、継続後の預金の利息についても前2項と同様の方法によります。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (4) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算しこの預金とともに支払います。
- (5) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第4項の規定により解約する場合、その利息は、預入日（継続された場合はその継続日）から解約日の前日までの日数について預入期間に応じた別表に定める利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により、1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1円とします。

4.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第5条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

5.（預金の解約・書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して証書とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて前回と同一の預金に書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) 前項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109または03-5252-3772

